

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

富士宮市長

## 公表日

令和3年11月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	ひとり親世帯等で支給要件に該当する受給者の管理(新規認定、喪失、住所変更等)を行い、毎年8月の現況届にて前年所得を確認し手当額の決定を行う。特定個人情報ファイルは、受給者の転入に関する情報や扶養義務者の所得に関する情報、年金の支給状況、身体障がい者手帳の有無、特別児童扶養手当の受給の有無、施設入所の確認に活用する。
③システムの名称	GPRIME福祉総合、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 37の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 13,16,26,30,47,64,65,87,116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)第12,19,35,36,44条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 57の項 別表第二主務省令 第31条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部子ども未来課
②所属長の役職名	子ども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部子ども未来課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1146
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部子ども未来課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1146

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	I 関連情報 I-4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二13,16,26,30,47,64,65,87,116の項  (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二 57の項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二13,16,26,30,47,64,65,87,116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。) 第12,19,35,36,44条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二 57の項 別表第二主務省令 第31条	事後	
平成28年9月12日	II しきい値判断項目 II-1 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年8月1日 時点	事後	
平成28年9月12日	II しきい値判断項目 II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年8月1日 時点	事後	
平成29年7月25日	I 関連情報 I-5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	子ども未来課長 松永昌人	子ども未来課長 赤池英明	事後	
平成29年7月25日	II しきい値判断項目 II-1 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年8月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月25日	II しきい値判断項目 II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年8月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成30年8月24日	I 関連情報 I-5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	子ども未来課長 赤池英明	子ども未来課長	事後	
平成30年8月24日	II しきい値判断項目 II-1 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	
平成30年8月24日	II しきい値判断項目 II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	II しきい値判断項目 II-1 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年7月1日 時点	令和1年7月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	II しきい値判断項目 II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年7月1日 時点	令和1年7月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	IV リスク対策	無し	新規作成(追加)	事後	
令和2年3月1日	II しきい値判断項目 II-1 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年7月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年3月1日	II しきい値判断項目 II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年7月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	II しきい値判断項目 II-1 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	II しきい値判断項目 II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年11月15日	I 関連情報 I-4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二 13,16,26,30,47,64,65,87,116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」 という。) 第12,19,35,36,44条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二 57の項 別表第二主務省令 第31条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 13,16,26,30,47,64,65,87,116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」 という。) 第12,19,35,36,44条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 57の項 別表第二主務省令 第31条	事後	